

FAQ

下記Q&Aで解決しない場合は、[「お電話でのお問い合わせ」](#)をご利用ください。

問い合わせの多い内容

Q Q 1-1

事前調査とは何ですか。どういったことを行うのですか。

A

建築時期、規模にかかわらず建築物・工作物・船舶の解体・改修工事を行う際は石綿含有建材の有無について調査する必要があります。この調査のことを事前調査と言います。

事前調査は、まず、設計図書その他の書面による調査及び現地での特定建築材料の有無の目視による調査を行います。両調査において石綿が含有されているか否かが明らかにならなかったときは、分析による調査を行います。ただし、石綿が含有されているものとみなして、法令に基づく石綿飛散防止措置等を講ずる場合は、分析による調査を実施しなくても良いです。

Q Q 1-2

なぜ、事前調査を行う必要があるのでしょうか。

A

一定規模以上の建築物・工作物・船舶の解体・改修工事について、石綿の有無にかかわらず事前調査結果を事業者が労働基準監督署及び自治体に報告することが義務付けられているものです。

Q Q 1-2 0

請負業者が代行して石綿事前調査結果報告システムで報告を行うことは可能でしょうか。

A

事前調査結果の報告は元方（元請け）事業者が実施する必要があり、事前調査結果報告システムにおいて請負事業者が代行で報告を行うことはできません。

Q Q 2-1

石綿事前調査結果報告システムを利用するためのアカウント(ID・パスワード)はどのように作成しますか？

A

石綿事前調査結果報告システムへは、GビズIDのアカウントを利用してログインします。

GビズIDのアカウント作成については、GビズIDのWebサイトにおいて作成して

ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

Q Q 2-2

会社すでにGビズIDを取得しているようだが、管理をしているのが誰か分かりません。教えてもらうことはできますか？

A

石綿事前調査結果報告システムではGビズIDの管理を行っていません。

お手数をおかけしますがGビズIDのWebサイトからお問い合わせください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

Q Q 2-3

石綿事前調査結果報告システムにログインする際に使用するIDとパスワードを忘れてしまった。

A

石綿事前調査結果報告システムにログインするアカウントIDは、GビズID作成時に登録したメールアドレスとなります。

アカウントID、パスワードは、石綿事前調査結果報告システムでは管理を行っていないため、お手数をおかけしますがGビズIDのWebサイトからお問い合わせください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

Q Q 2-9

石綿事前調査結果報告システムへログインの際に以下のメッセージが出力され、ログインができません。

■出力メッセージ

「ログインしたユーザは本システムを利用できません。GビズIDにて利用可能なサービスを設定してください。詳しくは、GビズIDホームページをご確認ください。」

A

GビズIDから、プライムアカウントでメンバーアカウントに対する利用サービス一覧の設定が必要です。

設定方法については、ログイン画面下部にある、「システムの利用方法」の「メンバーアカウントのサービス登録方法等」リンクをクリックしてご確認ください。

Q Q 2-10

石綿事前調査結果報告システムへログインの際に以下のメッセージが出力され、各ボタンが押せません。

■出力メッセージ

「所属するグループが停止中です。法人内の管理者へお問い合わせください。」

A

プライムアカウントの方が石綿事前調査結果報告システムへログインされていない可能性があります。（GビズIDへのログインだけでは利用可能とならないことにご留意ください。）

メンバーアカウントの方が利用開始する前に、プライムアカウントで石綿事前調査結果報告システムへログインが必要なため、プライムアカウントをお持ちの方へログインしていただくようご連絡ください。

Q Q 3-1

石綿事前調査結果報告システムの操作方法を教えてください。

A 操作方法につきましては利用者マニュアルをご確認ください。

画面上段のメニュー「ヘルプ」-「システムマニュアル」からダウンロードすることができます。

Q Q 4-1

ガラケー（フィーチャーフォン）で報告を行うことができますか。

A ご利用いただけるのはパソコン・スマートフォンのみとなります。

Q Q 4-2

システムを利用するためには必要な端末の要件(OS、アプリ)を教えてください。

A 石綿事前調査結果報告システムを利用するためには、インターネットに接続されたパソコンまたはスマートフォンが必要です。専用のアプリは利用しませんが、下記のインターネットブラウザのいずれかがインストールされており、動作することが必要です。

以下の端末とブラウザの組み合わせで動作することを確認しております。

Windows 10 : IE、Edge、Chrome、Firefox、Opera

iOS(iPadOS) : Safari、Edge、Chrome、Firefox、Opera

Android : Chrome、Edge、Firefox、Opera

Linux : Chrome、Firefox、Opera

※ブラウザはいずれも最新のバージョンで動作確認をしております。

Q Q 5-2-2

事前調査を実施した者について、資格者調査が義務化されるまでは講習を受講していない担当者が事前調査を実施した場合、氏名のみ記載でよいですか。

A 2023年（令和5年）9月30日以前に着工する工事については、当該欄の入力は任意となりますので、講習を受講していない場合には氏名のみの記載でも差し支えません。請負業者の当該欄についても同様です。

事前調査結果の報告について

Q Q 1-1

事前調査とは何ですか。どういったことを行うのですか。

A 建築時期、規模にかかわらず建築物・工作物・船舶の解体・改修工事を行う際は石綿含有建材の有無について調査する必要があります。この調査のことを事前調査と言います。

事前調査は、まず、設計図書その他の書面による調査及び現地での特定建築材料の有無の目視による調査を行います。両調査において石綿が含有されているか否かが明らかにならなかったときは、分析による調査を行います。ただし、石綿が含有されているものとみなして、法令に基づく石綿飛散防止措置等を講ずる場合は、分析による調査を実施しなくても良いです。

Q Q 1-2

なぜ、事前調査を行う必要があるのでしょうか。

A 建築物・工作物・船舶の解体・改修時に、これらに含まれた石綿が飛散しないよう適切な石綿対策を行うことが必要です。このため、解体・改修を行う建築物・工作物・船舶に石綿が使用されているかを事前に調査することが法令により事業者に義務付けられています。

Q Q 1-3

事前調査は誰に課せられた義務ですか。また、誰が行わなければならないですか。

A 解体・改修工事を請け負った元方（元請）事業者（自主施行者含む）が、事前調査を実施します。

また、事前調査は、建築物石綿含有建材調査者などの一定の要件（※）を満たす人が行なうことが義務付けられます。（2023年（令和5年）10月から）

なお、実際に事前調査を行うものは元方（元請け）事業者から業務を請け負った事業者が実施しても問題ありませんが、事前調査結果の報告、保存等は元方（元請け）事業者が実施する必要があります。

※建築物の事前調査者の要件

①建築物石綿含有建材調査者講習の修了者

- ・特定建築物石綿含有建材調査者

- ・一般建築物石綿含有建材調査者

- ・一戸建て等石綿含有建材調査者（※一戸建て住宅及び共同住宅の住戸の内部に限る）

②2023年（令和5年）9月30日以前に日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者

※船舶の事前調査者の要件

①船舶石綿含有資材調査者講習の修了者

Q Q 1-4

事前調査結果の報告とは何ですか。

A 一定規模以上の建築物・工作物・船舶の解体・改修工事について、石綿の有無にかかわらず事前調査結果を事業者が労働基準監督署及び自治体に報告することが義務付けられているものです。

Q Q 1-5

なぜ、事前調査結果を報告する必要があるのでしょうか。

A 行政が建築物等の解体・改修工事を把握し適切な指導を行うことができるようすることを目的として、一定規模以上の建築物・工作物・船舶の解体・改修工事について、石綿の有無にかかわらず事前調査結果の報告が事業者に義務付けられているものです。

Q Q 1-6

事前調査結果の報告を行う対象はどのような工事ですか。

A 次のいずれかに該当する場合、事前調査結果の報告が必要となります。

- ①建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80m²以上であるもの。
- ②建築物を改造又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの。
- ③工作物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの。
- ④総トン数20トン以上の鋼製の船舶の解体又は改修工事（※石綿則に基づく報告のみが必要）

Q Q 1-7

事前調査結果の報告は誰が行わなければならないのですか。

A 報告対象の工事を受注した元方（元請）事業者（自主施行者含む）に報告義務があります。なお、複数の事業者が工事係わる場合には、元方（元請）事業者が関係請負人の分もまとめて報告する義務があります。

Q Q 1-8

事前調査結果報告は義務でしょうか。報告を行わなかった場合どのようなペナルティがあるのでしょうか。

A 事前調査結果の報告は法令に基づき事業者に課せられた義務となります。報告対象工事であるにもかかわらず報告を行わずに石綿等工事を行った場合、関係行政機関から法令違反の指摘・指導を受け、又は労働安全衛生法（石綿障害予防規則）及び大気汚染防止法に基づく罰則が科せられる場合があります。

Q Q 1-9

事前調査を行いました。事前調査結果の報告はいつまでに行わなければならないのでしょうか。

A 事前調査結果の報告の対象となる工事の開始前に、あらかじめ報告を行っていたら必要があります。工事開始前であれば、事前調査の終了後何日以内に、という制限はありません。

事前調査結果の報告は、事前調査後に調査結果の整理等必要な作業を行った上で

速やかに報告してください。遅くとも工事に着手する前に報告する必要があります。

ただし建築物等の構造上、工事に着手する前に目視することができない箇所があった場合、着手した後に目視が可能となった時点で調査を行い、修正報告を行います。

Q Q 1-10

石綿事前調査結果報告システムを使って電子申請した報告内容は、どこに送付されるのですか。

A 申請した情報は基本的に申請画面の申請区分で、石綿則を選択した場合は労働基準監督署に、石綿則に関する報告事項の情報が届きます。また、大防法を選択した場合は自治体に大防法に関する報告事項は自治体に情報が届きます。（詳細は石綿事前調査結果報告システム利用者マニュアル「（4）入力項目の説明」をご参照ください）

申請画面の申請区分で、両方を選択した場合は労働基準監督署及び自治体それぞれに上記情報が届きます。

Q Q 1-11

解体工事の実施中に、事前調査で発見されず、事前調査結果報告の電子申請もしていない石綿含有建材が見つかりました。どうすればいいですか。

A 事前調査を実施した際に目視により確認することが困難な材料があった場合には、目視により確認することが可能となったときに事前調査を行わなければなりません。

これに基づき事前調査を再度行った結果、新たな石綿含有建材が把握された場合には、事前調査結果の報告を修正していただく必要があります。

なお、解体工事中に石綿含有建材が見つかった場合には、当該工事の扱いについては、行政機関（労働基準監督署、地方公共団体）に御確認ください。

Q Q 1-12

システムで石綿事前調査結果報告を電子申請した場合は、システムに情報が保存されているので、事前調査の結果の資料の保存の義務を果たしていることになりますか。

A 石綿障害予防規則及び大気汚染防止法に基づき、事前調査の結果の記録を作成し、事業者側で3年間保存することが必要です。

石綿事前調査結果報告システムにて報告いただく内容は、報告に即した簡易な情報であることであることから、報告内容のみでは事前調査の結果の記録に必要な情報が足りません。事前調査の結果の記録は、事前調査結果の報告とは別に法令に基づく必要な事項を満たした記録を保存いただく必要があります。

Q Q 1－1 3

複数棟の解体等工事の申請については、1棟づつ申請でしょうか、まとめて申請すればよいですか。

A 解体等工事の契約が一つまたは一つとみなせる場合（解体等工事を同一の者が二

以上の契約に分割して請け負う場合）はまとめて報告してください。

工事契約が別々であればそれぞれ別々の工事として報告してください。

Q Q 1－1 4

石綿の新たな使用が禁止された2006年（平成18年）9月1日以降に設置の工事に着手した建築物等についても、事前調査の実施及び結果の報告は必要ですか。

A 2006年（平成18年）9月1日以降に建設の工事に着手した建築物等についても、

事前調査及び事前調査結果の報告が必要となります。なお、事前調査について
は、設計図書等の文書により当該建築物等の新築工事の着工日を確認する方法と
することができます。

Q Q 1－1 5

長期工事の一部作業として工作物等の撤去等を行う場合、事前調査ならびに事前
調査結果報告は全体工事の着工前ではなく、当該工作物等の撤去作業を行う前ま
でよいですか。

A 全体工事の着工までに事前調査の実施及び報告が必要です。

Q Q 1－1 6

改修工事について、原契約においては請負金額100万円未満のため、報告不要だ
ったものが、工事開始後に追加工事の必要性が発覚し、原契約と併せて請負金額
が100万円を超えた場合、追加工事実施前に原契約の内容も含めて調査内容を報
告すればよいですか。

A 合計金額が100万円を超えることが判明した時点で速やかに報告してください。

また備考に報告までの経緯を記載してください。

Q Q 1－1 7

クレーム対応による工事など、請負金額が発生しない工事が追加で発生した場
合、事前調査結果の報告に関する条件への該当に関してはどのように確認すれば
よいですか。

A クレームの元となった工事に係る契約の請負金額に、追加で発生した工事の適正
な請負代金相当額を加えて、事前調査結果の報告が必要となる基準（請負代金10
0万円以上）に照らして報告が必要か確認をお願いします。

既に当該クレームの元となった工事に関する事前調査結果を報告している場合
は、当該報告の修正提出をしてください。

Q Q 1-18

解体作業の対象となる床面積の合計について、一つの建物で建築工事と電気工事及び設備工事がそれぞれ別途に発注される工事の場合はそれぞれの会社がそれぞれの工事範囲で事前調査を行い、事前調査結果報告はそれぞれの会社で行えますか。

A

解体等工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなして事前調査結果の報告条件に該当するか確認してください。異なる事業者が受注した解体等工事についてはそれぞれ当該解体等工事の対象について事前調査結果の実施及び報告を実施してください。

Q Q 1-19

建築物等の解体等工事において、事前調査を実施しなくて良い条件はありますか。

A

「建築物等の解体等工事」に該当しない作業を実施する場合は、事前調査の実施・結果の報告及び石綿飛散防止に関する措置は不要となります。具体的な条件については「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」の「4. 3. 1 事前調査の対象（P85）」をご参考ください。

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

Q Q 1-20

請負業者が代行して石綿事前調査結果報告システムで報告を行うことは可能でしょうか。

A

事前調査結果の報告は元方（元請け）事業者が実施する必要があり、事前調査結果報告システムにおいて請負事業者が代行で報告を行うことはできません。

アカウントについて

Q Q 2-1

石綿事前調査結果報告システムを利用するためのアカウント(ID・パスワード)はどのように作成しますか？

A

石綿事前調査結果報告システムへは、GビズIDのアカウントを利用してログインします。

GビズIDのアカウント作成については、GビズIDのWebサイトにおいて作成してください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

Q Q 2-2

会社すでにGビズIDを取得しているようだが、管理をしているのが誰か分かりません。教えてもらうことはできますか？

A 石綿事前調査結果報告システムではGビズIDの管理を行っていません。

お手数をおかけしますがGビズIDのWebサイトからお問い合わせください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

Q Q 2-3

石綿事前調査結果報告システムにログインする際に使用するIDとパスワードを忘れてしまった。

A 石綿事前調査結果報告システムにログインするアカウントIDは、GビズID作成時に登録したメールアドレスとなります。

アカウントID、パスワードは、石綿事前調査結果報告システムでは管理を行っていないため、お手数をおかけしますがGビズIDのWebサイトからお問い合わせください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

Q Q 2-4

GビズIDには「プライム」「メンバー」「エントリー」の3種類があるのですが、システムで使える機能に違いがあるのですか。

A 「プライム」「メンバー」アカウントでは、以下の機能を利用することができます。

- ・一括申請機能：複数の工事の事前調査結果報告を一度に電子申請することができます。
- ・グループ設定：支店や営業所などの単位で申請情報を管理することができます。

「エントリー」アカウントでは、上記の機能は利用できませんが、他の機能はご利用いただけます。

Q Q 2-5

GビズIDをエントリーからプライムに変更したいのですが、本システムの中で対応が必要な事項があれば教えてください。

A GビズIDの種別変更(エントリーからプライムまたはメンバー)はGビズIDのシステムでのお手続きとなり、本システムで対応いただくことはございません。

プライム変更後は、「一括申請」やアカウントの「グループ設定」などの機能が利用できるようになります。「グループ設定」は、本システム固有の機能であるため、本システムを利用して実施いただく必要があります。

Q Q 2-6

石綿事前調査結果報告システムにログインする際に使用する際のメールアドレスを変更したいのですが、どうすればよいですか。

A GビズIDシステムでお手続きください。

Q Q 2-7

会社情報が変更になりました。システム上で手続きが必要ですか。

A IDに登録した情報の修正はGビズIDのシステムでお手続きいただく必要があります。詳細はGビズIDにお問い合わせください。

なお、すでに申請された事前調査結果報告の電子申請データのうち、工事開始前のもので、工事開始日が会社情報の変更後となる場合は、申請詳細画面から申請情報を手動で修正いただく必要があります。

Q Q 2-8

石綿事前調査結果報告システムからのメールが届きません。原因を教えてください。

A 以下の可能性がありますのでご確認ください。問題が解決しない場合はヘルプデスクにお問い合わせください。

- ・「迷惑メール」フォルダにメールが振り分けられていないかご確認ください。
- ・お使いのメールサービスの迷惑メール設定をご確認ください。ドメイン指定受信が可能な場合は、「mhlw.go.jp」を追加してください。
- ・事前調査結果報告の電子申請データ内の“メールアドレス”に間違いがないかご確認ください。

Q Q 2-9

石綿事前調査結果報告システムへログインの際に以下のメッセージが出力され、ログインができません。

■出力メッセージ

「ログインしたユーザは本システムを利用できません。GビズIDにて利用可能なサービスを設定してください。詳しくは、GビズIDホームページをご確認ください。」

A GビズIDから、プライムアカウントでメンバーアカウントに対する利用サービス一覧の設定が必要です。

設定方法については、ログイン画面下部にある、「システムの利用方法」の「メンバーアカウントのサービス登録方法等」リンクをクリックしてご確認ください。

Q Q 2-1 0

石綿事前調査結果報告システムへログインの際に以下のメッセージが出力され、各ボタンが押せません。

■出力メッセージ

「所属するグループが停止中です。法人内の管理者へお問い合わせください。」

A

プライムアカウントの方が石綿事前調査結果報告システムへログインされていない可能性があります。（GビズIDへのログインだけでは利用可能とならないことにご留意ください。）

メンバー アカウント方が利用開始する前に、プライムアカウントで石綿事前調査結果報告システムへログインが必要なため、プライムアカウントをお持ちの方へログインしていただくようご連絡ください。

Q Q 2-1 1

ログアウトした後、別のアカウントでログインしたいのですが、アカウントIDとパスワードを入力する画面が表示されることなく、前回のアカウントでログインしてしまいます。

A

ログアウトしても一定時間はログイン情報が保持される為、アカウントIDとパスワードを入力する画面が表示されません。

GビズIDのHPでログイン後、GビズIDからログアウトしていただくことで一定時間を待たずにログイン状態を解除することができます。

石綿事前調査結果報告システムについて

Q Q 3-1

石綿事前調査結果報告システムの操作方法を教えてください。

A

操作方法につきましては利用者マニュアルをご確認ください。

画面上段のメニュー「ヘルプ」 - 「システムマニュアル」からダウンロードすることができます。

Q Q 3-2

システムの利用、事前調査結果報告の電子申請には費用がかかるのでしょうか。

A

システムの利用、事前調査結果報告の電子申請に関しては費用は掛かりません。ただし、システムを利用するためには必要な通信費用等は利用者の負担になります。

Q Q 3-3

石綿事前調査結果報告システムでは、どのような電子申請を行うことができますか。計画届や作業届の届出も行うことができるのですか。

A 石綿事前調査結果報告システムで申請できるのは、事前調査結果の報告の電子申請のみとなります。

石綿含有建材の除去等の工事における計画届等については、従前どおり、労働基準監督署及び自治体窓口にて所定の書類を提出いただきます。

Q Q 3-4

システムは、日本語以外での利用は可能でしょうか。

A システムの利用は日本語のみとなります。

Q Q 3-5

システムの利用可能な時間を教えてください。

A 原則24時間365日利用可能です。ただし、メンテナンス等のため、一時的にご利用できない場合があります。当システムを計画的に停止する場合は、あらかじめトップページの「お知らせ」でお知らせします。

Q Q 3-6

利用にあたり、パソコン・スマートフォンにアプリやソフトをインストールする必要があるのでしょうか。

A 石綿事前調査結果報告システムは、個別のパソコンやスマートフォンにインストールして利用するソフトではなく、ブラウザ（IE、Edge、Chrome、Firefoxなど）で動作するWebシステムです。このため、特定のソフトやアプリケーションをインストールすることなく、インターネットのブラウザから報告を行えます。

Q Q 3-7

システムの操作中に「システムエラーが発生しました。ヘルプデスクにお問い合わせください」という画面が表示されたが、どうすればいいですか。

A お問い合わせフォームまたは電話（080-1015-7913、070-8413-6846）にて、ヘルプデスクにお問い合わせください。

Q Q 3-8

電子申請した事前調査結果報告内容をデータとしてダウンロードできますか。

A 以下の様式でダウンロードが可能です。

- ・事前調査結果等報告（労働安全衛生法（石綿障害予防規則））（ExcelまたはCSV形式）
- ・事前調査結果等報告（大気汚染防止法）（ExcelまたはCSV形式）

Q Q 4-1

ガラケー（フィーチャーフォン）で報告を行うことができますか。

A ご利用いただけるのはパソコン・スマートフォンのみとなります。

Q Q 4-2

システムを利用するためには必要な端末の要件(OS、アプリ)を教えてください。

A 石綿事前調査結果報告システムを利用するためには、インターネットに接続されたパソコンまたはスマートフォンが必要です。専用のアプリは利用しませんが、下記のインターネットブラウザのいずれかがインストールされており、動作することが必要です。

以下の端末とブラウザの組み合わせで動作することを確認しております。

Windows 10 : IE、Edge、Chrome、Firefox、Opera

iOS(iPadOS) : Safari、Edge、Chrome、Firefox、Opera

Android : Chrome、Edge、Firefox、Opera

Linux : Chrome、Firefox、Opera

※ブラウザはいずれも最新のバージョンで動作確認をしております。

Q Q 4-3

一度に複数の石綿事前調査結果報告を電子申請したいのですが可能でしょうか。

A 一括申請機能を使うことでまとめて登録することができます。

一括申請する際にはExcelファイルのフォーマットへ記載いただく形となります。マイクロソフトのエクセルソフトをご準備いただくか、互換性のあるソフトウェアにて内容を記載し、マニュアルの"一括申請"の手順をご確認のうえでご対応ください。

なお、一括申請する場合はGビズIDのプライムおよびメンバーのみが可能となりますので、GビズIDがエントリーの場合は実施できません。

Q Q 4-4

電子申請を行う際に、入力を間違えてしまってたことに気が付きました。修正することはできますか。

A 工事終了日までの間は、申請を修正することができます。

また、「申請詳細」画面の「取下げボタン」から申請自体を取り下げるこもできます。

Q Q 4-5

船舶の解体・改修について、事前調査結果報告の電子申請をしたいのですが、何気を付けることはありますか。

A 船舶を解体・改修する場合は、自治体への報告義務はありませんので、申請画面で大気汚染防止法のチェックを外し、労働安全衛生法（石綿障害予防規則）のみチェックを入れ申請してください。

Q Q 4-6

石綿事前調査結果報告の電子申請操作は、どの画面が表示されると完了になりますか。

A 登録内容確認画面で、「申請を完了する」ボタンを押下することで、登録が完了いたします。

システム登録が完了すると、登録完了画面が表示され、元方（元請）事業者情報に入力したメールアドレス宛にメールが送信されます。

また、登録が完了すると、申請先の労働基準監督署および自治体で登録情報が閲覧可能となります。

Q Q 4-7

石綿事前調査結果報告の電子申請を誤って取下げてしまったが、取り下げた内容を活用して再申請できますか。

A 取り下げた申請の情報を活用することはできませんので、再度申請情報を登録してください。

Q Q 4-8

エラーメッセージが表示され、石綿事前調査結果の電子申請が完了できません。

A 入力内容にエラーがあった場合は、画面上部にエラーメッセージが表示されます。

エラーを解消するまで登録を完了することはできません。メッセージに沿って入力内容を修正してください。

Q Q 4-9

「申請確認」画面で画面上部にメッセージが表示されます。そのまま登録して問題ないでしょうか。

A 入力内容によっては注意喚起のメッセージが表示されることがあります。

メッセージを確認いただき、必要に応じて入力情報を修正してください。なお、修正せず、そのまま登録を行うことも可能です。

Q Q 4-10

電子申請した事前調査結果報告の内容は、いつまで保存されますか。

A 電子申請した事前調査結果報告の内容は削除されることなく、保存され続けます。

Q Q 5-1

元方（元請）事業者情報の事業者の名称および代表者氏名には、会社名と代表者の氏名のみ入力すればよいのですか。

A 事業者の名称について

会社名に加えて、店舗・支店・営業所も入力してください。

代表者氏名について

代表者（代表取締役社長、支店長など）の職氏名を入力してください。

Q Q 5-2

共同企業体、共同調達の工事に係る事前調査結果報告を電子申請します。事業者の名称および代表者氏名の欄にはどのように入力すればよいですか。

A 共同企業体又は共同調達の場合、事業者の名称欄には構成会社を全て入力してください。代表者氏名欄には、共同企業体代表者等の氏名を入力してください。

Q Q 5-3

個人事業主（一人親方）ですが、事業者の名称および代表者氏名の欄にはどのように入力すればよいですか。

A 個人事業主の場合は、事業者の名称欄に個人の氏名を入力してください。代表者氏名の入力は不要です。

Q Q 5-4

労働保険番号の欄にはどの労働保険番号を入力すればよいでしょうか。

A 一括有期事業の場合は当該事業に係る労働保険番号、一括有期事業ではない場合は、各事業者の継続事業に係る労働保険番号を入力してください。

Q Q 5-5

新築工事の着工日欄に入力する日付がわかりません。具体的に何を行ったの日付を入力すればよいですか。

A 解体又は改修の対象とする建築物等が建築・製造等された時の工事等の着工日を記入してください（竣工日ではありません）。輸入した船舶の場合は輸入日を入力してください。

Q Q 5-6

解体工事又は改修工事の実施期間には、工事全体の期間を入力するのですか。工事日程が正確に決まっていない場合はどうすればいいですか。

A 解体・改修工事を含む工事全体の予定日を入力してください。日付が正確に特定できない場合はおよその日付で構いません。

Q Q 5-7

申請にあたって、元請事業者や発注業者の代表者名については、社長名でないといけないのでしょうか。

A 元請事業者の代表者氏名については、工事契約を締結している店舗の代表者の氏名となります。

事業部長名や支店長名で契約している場合は、当該事業部長名や支店長名を入力してください。

※当該区域所管の労基署または自治体から指示がある場合はその指示に従ってください。

Q Q 5-8

国内拠点を持たない海外事業者が工事の発注又は受注をした場合、郵便番号はどのように入力すればよいですか。

A 999-9999を入力してください。このとき「検索する」ボタンを押下する必要はありません。押下すると「該当データがありません」と表示されますが、注意メッセージは無視して住所を入力してください。

Q Q 5-9

工事現場情報の労働保険番号について、一括有期事業ではなく、単独有期事業の場合も継続事業に係る労働保険番号を入力するという認識でよいですか。

A 御理解のとおりです

Q Q 5-10

建築物、工作物、船舶の新築工事の着工日について、年のみ判明しており、月日が不明な場合はどうすればよいですか。

A 想定される最も古い新築工事の着工日を入力してください。（例：少なくとも2007年（平成19年）以降に着工したことが設計図書等から明らかである場合には、2007年（平成19年）1月1日）

Q Q 5-11

複数の建築物の工事を1つの契約で請け負っている場合、どの建物の新築工事着工日を記載すればよいですか。

A 一つの工事契約で新築工事の年月日が異なる複数の建築物等の工事を請け負っている場合についても同様に、最も古い新築工事の着工日の建築物を基準に報告してください。

Q Q 5-12

報告対象の条件にある「請負代金の合計額」について教えてください。

A 「請負代金の合計」とは、材料費も含めた当該解体等工事全体の請負代金の額をいい、消費税を含む額です。ただし、事前調査の費用は含みません。

Q Q 5-13

解体作業の対象となる床面積の合計について、改修や補修工事又は設備工事などの場合の床面積はどのように算出すればよいですか。

A 建築物の改修や補修工事、工作物の工事は請負代金の合計額で報告要件に該当するか判断することから床面積の算出は不要です。

Q Q 5-14

元方（元請）事業者の調査、分析をした者の欄について、下請けが元請業者から調査・分析を業務委託を受けて行った場合、下請け業者の名前をそれぞれ入力すればよいですか。

A 「事前調査を実施した者」及び「分析調査を実施した者」については、事前調査又は分析調査を実施した者が元請事業者（又はその労働者）でない場合も、元方（元請）事業者情報の欄に記載してください。
事前調査又は分析調査を実施した者が請負事業者（又はその労働者）である場合には、元請（元方）事業者情報の欄に加え、請負事業者欄にも入力してください。

Q Q 5-15

事前調査を複数名で実施した場合、報告にはどのように入力すればよいですか。

A 事前調査者が複数人いる場合、代表者を記載してください。

Q Q 5-16

請負事業者の入力について、提出する工事に係るすべての請負事業者（規模・工事内容に関わらず）を記入するのでしょうか。それとも、報告対象となる範囲の請負事業者（石綿等の取り扱いをしない業者を含む）のみでよいですか。

A 石綿作業に関連する事業者のみを規模・工事内容にかかわらず入力してください。

Q Q 5-17

請負事業者の入力について、下請負業者が決定していない場合は未入力で報告すればよいでしょうか。それとも決定してから報告すればよいですか。

A 工事着工日までに未決定の場合には、未入力で報告した上で、決定後に報告内容を修正してください。

Q Q 5-18

複数の保温材を事前調査した場合、保温材の入力箇所は1つしかないのですが、どうすればよいですか。

A 同一の建材において石綿含有の物と非含有の物が混在している場合は、石綿含有の材料について、作業の種類、切断等の有無、作業時の措置を入力してください。

Q Q 5-19

事前調査の結果を入力する際に、配管やダクトのフランジ部のガスケットは、材
料の分類としては「その他」への入力でよいですか。

A その他の材料欄には、吹付材～ロックウール吸音天井板までの建材に該当がない
もの全てを記入していただく趣旨であり、ガスケットもこれに含まれます。

Q Q 5-20

事前調査の結果を入力する際に、材料種類ごとに入力する必要がありますが、記
載がない材料については全て「他の材料」に入力すればよいですか。

A 作業対象の材料の種類に記載がない材料については、「他の材料」の欄に入
力してください。

Q Q 5-21

事前調査の結果を入力する際に、同種の建材が複数あった場合で、作業の種類が
複数の場合の入力方法を教えてください。

例：吹付材2箇所→1箇所；除去、1箇所；封じ込め

A 同種の建材で作業の種類が複数ある場合には、①除去、②封じ込め、③囲い込み
の優先順位で選択してください。

(例：除去と封じ込めがある場合には、「除去」を選択し、これに応じた切断の
有無、及び作業時の措置を報告してください)

Q Q 5-22

事前調査を実施した者について、資格者調査が義務化されるまでは講習を受講し
ていない担当者が事前調査を実施した場合、氏名のみ記載でよいですか。

A 2023年（令和5年）9月30日以前に着工する工事については、当該欄の入力は任
意となりますので、講習を受講していない場合には氏名のみの記載でも差し支え
ません。請負業者の当該欄についても同様です。

Q Q 6-1

労働基準監督署・自治体の一方に紙の様式を提出しました。もう一方にも様式を提出しなければいけませんか。

A

**書面で事前調査結果の報告を提出した場合、労働基準監督署および自治体窓口そ
れぞれの窓口へご提出いただく必要があります。**

Q Q 6-2

**自治体が定めた条例に基づき事前調査結果の報告を行ってきたが、石綿事前調査
結果報告システムからの申請により自治体が定めた条例に基づく事前調査結果の
報告の自治体への提出は不要となるのでしょうか。**

A

**各自治体の条例等で定められていた手続きの扱いについては、各自治体の窓口へ
ご確認ください。**

Q Q 6-3

**石綿事前調査結果報告を申請する際の報告先はどの労働基準監督署・自治体です
か。**

A

**工事場所を管轄する労働基準監督署・自治体が報告先となります。工事場所が管
轄や都道府県を跨ぐ場合などは、事前にご相談をお願いします。**

※報告先自治体一覧は環境省HP (http://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html) に掲載しています。

Q Q 6-4

行政窓口に出向いての申請は行えないのでしょうか。

A

労働基準監督署及び自治体窓口で書面による申請も可能です。

窓口にお越しいただく場合は、それぞれの指定する様式に記入する必要があります。

お問い合わせ窓口について

当お問い合わせ窓口は石綿事前調査結果報告システムにおける操作方法に対するご質問に対応いたします。
質問内容によってお問い合わせ先が異なりますので、それぞれのお問い合わせ先にご確認ください。

GビズIDに関するお問い合わせ

GビズIDヘルプデスクへお問い合わせください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

申請内容（制度）に関するお問い合わせ

制度に関しては下記をご確認ください。

[・建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル](#)

上記内容で解決しない場合はお近くの労働基準監督署、又は自治体・環境局担当課へお問い合わせください。

[・労働基準監督署（労働安全衛生法・石綿障害予防規則）](#)

[・都道府県等大気汚染防止法所管部局（大気汚染防止法）](#)

システム操作に関するお問い合わせ

お問い合わせフォーム又は以下の連絡先へお問い合わせください。

お電話でのお問い合わせ

※電話が混み合いご迷惑をおかけしております。極力お問い合わせフォームをご利用ください。
なお回答を差し上げるまでに時間を要しております。ご容赦ください。

電話番号：080-1015-7913、070-8413-6846

受付時間：9:00～18:00（土・日・祝日、年末年始を除く）

石綿事前調査結果報告システム

利用規約

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Rights reserved.
Copyright Ministry of the Environment Government of Japan. All rights reserved.